

京都市交通局管理規程第6号

京都市乗合自動車整備管理者設置規程の全部を次のように改正する。

平成19年11月7日

京都市交通局公営企業管理者

交通局長 島田 輿三右衛門

京都市乗合自動車整備管理規程

(目的)

第1条 この規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第2項の規定に基づき、本市乗合自動車の整備管理者の職務及び権限等について必要な事項を定め、車両の安全の確保と車両等の経済的運用を図ることを目的とする。

(整備管理者の選任)

第2条 自動車部営業所（以下「営業所」という。）に整備管理者を置く。

2 整備管理者は、営業所の整備係長をもって充てる。ただし、管理の受委託等に伴い、整備業務及び整備管理業務を委託している営業所については、委託先の従業員から選任する。

3 営業所整備係長が規則第31条の4に規定する資格を有しないときは、営業所整備係に勤務する職員で、当該資格を有する者の中から選任する。

(整備責任者の設置等)

第3条 整備管理者を局職員以外から選任する場合は、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有する職員の中から整備責任者を選任する。

2 整備責任者は整備管理者の指示により整備管理者の職務を代行する。

(整備管理者の補助者の設置等)

第4条 整備管理者が不在のとき又は事故があるとき、その職務を代行させるため、

営業所に整備管理者の補助者（以下「補助者」という。）を置く。

2 補助者は、営業所に勤務する職員から任命する。ただし、管理の受委託等に伴い、整備業務及び整備管理業務を委託している営業所については、委託先の従業員から任命する。また、営業所に勤務する職員からも任命することがある。

（補助者との連携等）

第5条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。

3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

（整備管理者の職務及び権限）

第6条 整備管理者は、規則第32条に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

第7条 整備管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 日常点検の実施方法の決定に関すること。
- (2) 日常点検の結果による運行の可否の決定に関すること。
- (3) 定期点検整備の実施に関すること。
- (4) 隨時必要な点検の実施に関すること。
- (5) 点検の結果による必要な整備の実施に関すること。
- (6) 定期点検及び整備の実施計画の決定に関すること。
- (7) 定期点検整備記録簿、その他の点検及び整備に関する記録簿の管理に関するこ

と。

(8) 乗合自動車の車庫に関すること。

(9) 前各号に掲げる事項の処理に係る乗務員、営業所整備係に勤務する職員、その他の関係職員の指導及び監督に関すること。

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、使用の本拠地で使用するすべての自動車について、前条の職務を遂行しなければならない。

(補助者の権限及び職務)

第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

2 補助者が前項の職務を行うに当たり疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。

3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。

4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

(日常点検)

第10条 整備管理者は、自動車の安全運行の確保のため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を整備要員に実施させなければならない。

(日常点検の実施の徹底)

第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため、点検箇所、点検の内容、点検の方法等について整備要員等に周知徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の報告)

第12条 整備管理者は、日常点検を実施した整備要員に対し、その結果を所定の日常点検表に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。

(日常点検の結果の確認)

第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表により確認し、運行の可否を決定しなければならない。車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があった場合においては、直ちに運行管理者と連絡を取るとともに、整備を行わせる等適切な処置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならない。

(定期点検整備)

第14条 整備管理者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るため、定期点検整備計画をたて、これを確実に実施させなければならない。

2 定期点検整備の種類は、道路運送車両法第48条の定期点検整備とする。ただし、車両の使用状態等により、整備管理者が必要があると認めたときは、適時、自主点検などの点検整備を実施させなければならない。

(点検整備の記録簿及び保管管理)

第15条 点検整備記録簿は所定の事項を記入し、保管管理しなければならない。

2 点検整備記録簿は、当該車両に車載しなければならない。

3 日常点検に係る点検整備記録簿については、前年度分を保管し、点検整備記録簿については自動車点検基準第4条に定める期間以上、これを保管しなければならない。

(臨時整備)

第16条 整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備をなくすよう努めなければならない。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障内容、使用部品、走行キロ等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めなければならない。

い。

(車両故障事故)

第17条 整備管理者は、車両故障、事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり適切な措置を講じ、原因の究明に当たらなければならない。

2 整備管理者は、自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故であって、車両故障事故が発生した場合は、自動車部長に報告しなければならない。

(車両成績の把握等)

第18条 整備管理者は、各車両の走行キロ、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の経済的使用と性能の維持向上に努めなければならない。

(車両の代替の把握)

第19条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、車両の代替について自動車部長に助言しなければならない。

(燃料油脂、その他資材の管理)

第20条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費節減に努めなければならない。

2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図らなければならない。

(点検設備等の管理)

第21条 整備管理者は、点検整備に必要な施設設備及び自動車の保管場所の管理を行わなければならない。

(整備管理者の研修)

第22条 整備管理者は、近畿運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときは、当該研修を受けなければならない。

(関係職員の指導教育)

第23条 整備管理者は、点検整備等整備管理者の職務に関する事項について、周知徹底と知識の向上を図るため、整備責任者、補助者、整備要員その他必要に応じ関係職員に対して指導教育を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、公布の日から施行し、平成19年9月10日から適用する。

(経過規定)

2 この改正規程の施行の際、現に選任されている整備管理者は、この改正規程第2条の規定により選任されたものとみなす。

(交通局自動車部技術課)